

奈 福 障 第 1515 号  
令和4年 12 月 20 日

市内障害福祉サービス等事業所 御中

奈良市福祉部障がい福祉課

サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)がやむを得ない事由により  
欠如する際の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、厚生労働省告示により、サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理者責任者等」)がやむを得ない事由により欠如した場合には、当該事由が発生した日から起算して1年間は当該指定障害福祉サービス(障害児通所支援)事業所において提供される指定障害福祉サービス(障害児通所支援)の管理を行う者であって実務経験者であるものについては、サービス管理者責任者等の要件を満たしているものとみなすとされています。

つきましては、本件における本市の取扱いを整理しましたので、事業者の皆様におかれましては、下記に示す内容を熟読いただき、当該事由に該当すると考えられる場合については適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

#### イ) 「やむを得ない事由」に該当する事由

「やむを得ない事由」とは、運営法人(雇用主)が事前に予期することができない以下のようなケースです。

- ① サービス管理責任者等が死亡、失踪した場合
- ② サービス管理者責任者等(及びその家族)が病気や怪我などにより急遽休職、退職した場合
- ③ 災害等(新型コロナも含む)により研修が中止になり、期間内に受講できなかった場合(※延期は対象外)

#### ロ) サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如する場合の対応

1. サービス管理者責任者等がやむを得ない事由により、欠如する事態が判明後、速やかに「協議書」を障がい福祉課へ提出する。
2. 協議書の内容を精査し、本市がやむを得ない事由として認められるか否か、結果を事業者へ通知する。
3. 協議結果に基づき、「変更届出書及び添付資料」、「誓約書」を提出する。  
※協議書の内容に問題があり、やむを得ない事由であると認められない場合は、変更届出書のみでの受理となります。
4. 当該事由が発生した日から起算して1年以内に、要件を充足したサービス管理責任者等を配置する。

※1年以内に要件を充足したサービス管理責任者等を配置できない場合は、人員基準違反となり各種減算が発生します。

※本措置を適用するための相談等は事実発生後(サービス管理責任者等の不在が発覚後)速やかに行ってください。一定期間を経過した後の適用は受付できません。

## ハ) サービス管理責任者等が不在である際の減算等の適用について

下記に示す場合についてはサービス管理責任者等の欠如に係る各種減算等の適用を行います。

状況	減算項目	対象者	適用期間
①協議書の内容に問題があり、やむを得ない事由であると認められない場合	サービス管理責任者欠如減算(※1) 児童発達支援管理責任者欠如減算(※2)	対象者全員	サービス管理責任者等が不在となった月の翌々月から、当該事由が解消されるに至った月まで 例) R4.8.1に欠如、R4.12.1付けでサービス管理責任者等を配置した場合、<R4.10~R4.12>提供実績分に適用
②欠如が発生した日から起算して1年以内に、要件充足者を配置できない場合	個別支援計画未作成減算	サービス管理責任者等の配置要件を満たさない者が作成した個別支援計画に基づき支援を受けた者	サービス管理責任者等が不在となった当月から当該事由が解消されるに至った月の前月まで 例) R4.8.1に欠如、R4.12.1付けでサビ菅等を配置した場合、<R4.8~R4.11>提供実績分に適用

※1 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の提出が必要です。

※2 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書等の提出が必要です。

※3 ①及び②の状況においては、「児童指導員等加配加算」及び「専門的支援加算」については算定不可となります。算定している場合は取り下げの届出を行っていただく必要があります。